（予算の提出及び承認） **第十二条**　（略） 2　前項の事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 （削る）	（予算の提出及び承認） **第十二条**　（略） 2　前項の事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一　旧農林漁業団体等に使用される職員である厚生年金保険の被保険者全員の各月の厚生年金保険法による標準報酬月額の合算額 二～六　（略）
一～五　（略）	3・4　（略）
3・4　（略） （予算の内容） **第十三条**　（略） 2　予算総則には、収入支出予算に関する総括的規定を設けるほか、次に掲げる事項に関する規定を設けるものとする。 一・二　（略） （削る）	（予算の内容） **第十三条**　（略） 2　予算総則には、収入支出予算に関する総括的規定を設けるほか、次に掲げる事項に関する規定を設けるものとする。 一・二　（略） 三　経理単位間における資金の繰入れの最高限度額
三～五　（略）	四～六　（略）
第十八条　削除	（責任準備金） **第十八条**　給付経理においては、毎事業年度の末日において、翌事業年度以降の平成十三年統合法附則第二十五条第四項に規定する特例年金給付及び平成十三年統合法附則第四十七条第一項各号に規定する特例一時金（次項において「特例年金給付等」という。）に要する費用について、責任準備金を積み立てなければならない。 2　前項の規定により積み立てるべき責任準備金の額は、特例年金給付等に要する費用の額の予想額の現価から組合の特例業務負担金収入の額の予想額の現価を控除した額を基準として、農林水産大臣が定める方法により算定した額とし、当該算定を行う場合の現価の計算に用いる予定利率は、理事長が組合の責任準備金の運用収益の予測に基づき合理的に定めた率とする。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十一号）の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。ただし、第十一条から第十三条までの改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第二十五条第一項の規定によりなお存続するものとされた農林漁業団体職員共済組合の平成三十一年四月一日に始まる事業年度に係る決算に関しては、この省令による改正後の農林漁業団体職員共済組合の財務及び会計に関する省令第二条、第三条及び第十八条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○経済産業省令第四十号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第一項第三号ハの規定に基づき、輸出貨物が輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十月八日

経済産業大臣　菅原　一秀

輸出貨物が輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令の一部を改正する省令

輸出貨物が輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令（平成二十年経済産業省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第一項第三号ハに規定する輸出貨物が同令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（同令第四条第一項第一号イにおいて定める核兵器等に該当するものを除く。以下同じ。）の開発、製造又は使用（以下単に「開発等」という。）のために用いられるおそれがある場合は、当該貨物の輸出に関する契約書若しくは輸出者が入手した文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下これらを総称して単に「文書等」という。）において、当該輸出貨物が同欄に掲げる貨物の開発等のために用いられることとなる旨記載され、若しくは記録されているとき、又は輸出者が、当該輸出貨物が同欄に掲げる貨物の開発等のために用いられることとなる旨輸入者若しくは需要者若しくはこれらの代理人（以下「輸入者等」という。）から連絡を受けたときとする。ただし、次のいずれかに掲げる場合はこの限りでない。 一～七　［略］	輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第一項第三号ハに規定する輸出貨物が同令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（同令第四条第一項第一号イにおいて定める核兵器等に該当するものを除く。以下同じ。）の開発、製造又は使用（以下単に「開発等」という。）のために用いられるおそれがある場合は、当該貨物の輸出に関する契約書若しくは輸出者が入手した文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下これらを総称して単に「文書等」という。）において、当該輸出貨物が同欄に掲げる貨物の開発等のために用いられることとなる旨記載され、若しくは記録されているとき、又は輸出者が、当該輸出貨物が同欄に掲げる貨物の開発等のために用いられることとなる旨輸入者若しくは需要者若しくはこれらの代理人（以下「輸入者等」という。）から連絡を受けたときとする。ただし、次のいずれかに掲げる場合はこの限りでない。 一～七　［略］